

2016年臨時総会

日時:2016年7月29日(金)10:00~
会場:高津市民館 第1会議室

司会 平 岡 茂 理 事

1 開会の言葉	平 岡 茂 理 事
2 会長挨拶	田 中 和 徳 会 長
3 副会長挨拶	雨 笠 裕 治 副 会 長
4 議長選出	会 員 よ り 選 出

5 議事(審議事項)

(1) NPO法改正に伴う定款変更(案)

変更の内容	新	旧
	特定非営利活動法人川崎市サッカーモード協会 定款 略 (事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 略 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、 <u>利益</u> を生じたときは同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。 略 (種別及び定数) 第13条 この法人に次の役員を置く。 (1) 理 事 3人以上10人以下	特定非営利活動法人川崎市サッカーモード協会 定款 略 (事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 略 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、 <u>収益</u> を生じたときは同項第1号に掲げる事業に充てるものとする 略 (種別及び定数) 第13条 この法人に次の役員を置く。 (1) 理 事 3人以上10人以内

	<p>(2) 監事 1人以上2人以下</p> <p>2 理事のうち、1人を理事長、1人以上3人以下を副理事長とする。</p> <p>略</p> <p>(解任)</p> <p>第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。</p> <p>略</p> <p>(権能)</p> <p>第23条 総会は、次の事項について議決する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業計画及び予算に関する事項 (5) 事業報告及び決算に関する事項 <p>略</p> <p>(招集)</p> <p>第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。</p> <p>略</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子</p>	<p>(2) 監事 1人以上2人以内</p> <p>2 理事のうち、1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。</p> <p>略</p> <p>(解任)</p> <p>第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪ないと認められるとき。</p> <p>略</p> <p>(権能)</p> <p>第23条 総会は、次の事項について議決する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業計画及び収支予算に関する事項 (5) 事業報告及び収支決算に関する事項 <p>略</p> <p>(招集)</p> <p>第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。</p> <p>略</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって</p>
--	---	--

	<p><u>磁的方法</u>をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>略</p> <p>(表決権等)</p> <p>第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について<u>書面若しくは電磁的方法</u>をもって表決し、又は他の正会員の代理人として表決を委任することができる。</p> <p>略</p> <p>(議事録)</p> <p>第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>略</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数 (<u>書面表決者</u>又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)</p> <p>略</p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u></p> <p>(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容</p> <p>(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</p>	<p>、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>略</p> <p>(表決権等)</p> <p>第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について<u>書面</u>をもって表決し、又は他の正会員の代理人として表決を委任することができる。</p> <p>略</p> <p>(議事録)</p> <p>第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>略</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数 (<u>書面表決者</u>又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)</p> <p>略</p>
--	--	---

	<p>(3) 総会の決議があったものとみなされた日</p> <p>(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p>略</p> <p>(開催)</p> <p>第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>略</p> <p>(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した<u>書面又は電磁的方法</u>をもって招集の請求があったとき。</p> <p>略</p> <p>(招集)</p> <p>第34条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>略</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した<u>書面又は電磁的方法</u>をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>略</p> <p>(表決権等)</p> <p>第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>略</p> <p>2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について<u>書面又は電磁的方法</u>をもって表決することができる。</p> <p>略</p>	

	<p>(議事録)</p> <p>第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>略</p> <p>(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（<u>書面又は電磁的方法による表決者</u>にあっては、その旨を付記すること。）</p> <p>略</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>略</p> <p>(4) 財産から生じる<u>収益</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収益</u></p> <p>(6) その他の<u>収益</u></p> <p>略</p> <p>(会計の原則)</p> <p>第43条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。</p> <p>略</p> <p>(2) <u>活動計算書、貸借対照表及び財産目録</u>は、会計簿に基づいて<u>活動に係る事業の実績</u>及び財政状態に関する真実な内容を<u>明瞭</u>に表示したこと。</p> <p>略</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>予算</u>は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>略</p>	<p>(議事録)</p> <p>第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>略</p> <p>(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（<u>書面表決者</u>にあっては、その旨を付記すること。）</p> <p>略</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>略</p> <p>(4) 財産から生じる<u>収入</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収入</u></p> <p>(6) その他の<u>収入</u></p> <p>略</p> <p>(会計の原則)</p> <p>第43条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。</p> <p>略</p> <p>(2) <u>財産目録、貸借対照表及び収支計算書</u>は、会計簿に基づいて<u>収支</u>及び財政状態に関する真実な内容を<u>明りょう</u>に表示したものとすること。</p> <p>略</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支予算</u>は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>略</p>
--	---	--

	<p>(暫定予算)</p> <p>第46条 前条の規定にかかるわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収益費用</u>を講じることが出来る。</p> <p>2 前項の<u>収益費用</u>は、新たに成立した予算の<u>収益費用</u>とみなす。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第47条 この法人の事業報告及び<u>決算</u>は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3月以内に総会の承認を得なければならぬ。</p> <p><u>2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。</u></p> <p>略</p> <p>(長期借入金)</p> <p>第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の<u>収益</u>をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。</p> <p>略</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。</p> <p>2 定款の変更は、<u>以下の事項</u>を変更する場合には所轄庁</p>	<p>(暫定予算)</p> <p>第46条 前条の規定にかかるわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収入支出</u>することが出来る。</p> <p>2 前項の<u>収入支出</u>は、新たに成立した予算の<u>収入支出</u>とみなす。</p> <p>(事業報告及び<u>収支決算</u>)</p> <p>第47条 この法人の事業報告及び<u>収支決算</u>は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、<u>収支計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3月以内に総会の承認を得なければならない。</p> <p>略</p> <p>(長期借入金)</p> <p>第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の<u>収入</u>をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。</p> <p>略</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。</p> <p>2 定款の変更は、<u>次に掲げる事項</u>を除いて所轄庁の認証を得なければならない。</p>
--	--	--

	<p>の認証を得なければならない。</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 名称</p> <p>(3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類</p> <p>(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)</p> <p>(5) 社員の資格の得喪に関する事項</p> <p>(6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)</p> <p>(7) 会議に関する事項</p> <p>(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項</p> <p>(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)</p> <p>(10) 定款の変更に関する事項</p> <p>(解散)</p> <p>第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。 略</p> <p>4 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)したときは、総会において選任する場合を除き、理事がその精算人となる。</p> <p>以下 略</p> <p><u>附 則</u> この定款は、平成 年 月 日から施行する。</p>	<p>(1) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)</p> <p>(2) 資産に関する事項</p> <p>(3) 公告の方法</p> <p>(解散)</p> <p>第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。 以下 略</p>
変更の理由	NPO法改正等のため	